

仕 様 書 番 号			
G A V - C G - W 1 5 0 0 2 1 A B			
作成	昭和 5 0 年	4 月	1 日
変更	令和 7 年	2 月 1 9 日	
補給統制本部		航空部	

陸 上 自 衛 隊

航空機用部品（国産）共通仕様書

陸上自衛隊航空機用部品（国産）共通仕様書

目 次

ページ

1 総則	1
1.1 適用範囲	1
1.2 用語及び定義	1
1.3 引用文書等	2
2 製品に関する要求	3
2.1 認定	3
2.2 一般的要求事項	4
2.3 技術変更	5
2.4 製品の表示	5
2.5 品質管理	6
2.6 保管期限統制	7
2.7 期限統制	7
3 品質保証	7
3.1 初回試験	7
3.2 監督・検査	8
4 出荷条件	8
4.1 包装	8
4.2 包装の表示	8
5 その他の指示	8
5.1 官給品・無償貸付品	8
5.2 附属品・予備品	9
5.3 承認用図面等	9
5.4 納入書類	9
5.5 履歴簿	9
5.6 諸法規との関連	9
5.7 納入後の不具合対策	9
5.8 その他の必要事項	9
附属書 A（規定）銘板作成要領	10

調達要求番号：

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書		
物品番号		仕 様 書 番 号
陸上自衛隊 航空機用部品（国産）共通仕様書	G A V - C G - W 1 5 0 0 2 1 A B	
	防衛大臣承認	年 月 日
	作 成	昭和 5 0 年 4 月 1 日
	変 更	令和 7 年 2 月 1 9 日
	作成部隊等名	補給統制本部 航空部

1 総則

1.1 適用範囲

適用範囲は、次による。

- a) この仕様書は、陸上自衛隊において使用する航空機用部品（国産）（以下，“この部品”という。）の調達に適用する一般共通事項について規定する。
- b) この部品とは、次の範囲をいう。
 - 1) 航空機の機体及びエンジン構成品並びに取付品
 - 2) 航空機のプロペラ及び回転翼並びにこれらの部品
 - 3) 航空機用各装置，各系統の装備品及びこれらの部品
 - 4) 航空機用各種搭載品及びこれらの部品（通信電子器材を除く。）
 - 5) 航空機用標準部品，材料及び副資材
 - 6) 航空機用訓練器材及びこれらの部品
 - 7) 航空機用機器，工具など及びこれらの部品

1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、次によるほか、G L T - C G - Z 0 0 0 0 0 1及びG A V - C G - Z 8 1 0 0 2 1による。

1.2.1

標準部品

いかなる知的財産権に関する法律上の制約も受けることなく、公共規格を用いて自由に製造及び販売することが可能な部品をいう。

1.2.2

主品目

単体又は数個の単体から成る品目で、それ自体で完全な機能をもち、また、最終目的の用途に使用可能なものをいう。

1.2.3

E C P

Engineering Change Proposalの略語で、技術変更提案をいい、関係会社が航空機等の性能，安全性，信頼性，整備性，互換性，操作性，重量，契約金額などに影響のある設計などの変更について提案することをいう。

1.2.4

互換性

2種類以上の部品が互いに、そのままの状態で交換使用が可能な機能的及び物理的特性をもつ品目をいう。

1.2.5

調達要求元

陸上自衛隊補給統制本部航空部をいう。

1.2.6

地方防衛局調達部等

防衛装備庁契約の場合は、地方防衛局調達部、支局又は防衛事務所、陸上自衛隊補給統制本部契約の場合は、補給統制本部の調達会計部をいう。

1.2.7

機能部品

この部品のうち、それ自体で基本的な機能を発揮することが可能で、ベンチテスト（機能部品を航空機に取り付けるのに先立って、架台などに取り付けて行う試験）などによって、その機能・特性が判定できるものをいう。

1.2.8

保管期限統制

保管中に経年劣化又は発せいなどによって、品質が低下するおそれのある品目を**MO-700-4**に基づいて、加硫（キュアリング）、組立、検査などを行った日（起算基準日）からその部品などが本来の使用目的に支障なく使用し得る状態を維持可能な最大限の保管期限を指定し、これに伴う特定の検査、出荷などに関する業務統制を行うことをいう。

1.2.9

期限統制

加硫（キュアリング）、組立て、検査などを行った日から使用するまでの間に、品質が劣化するおそれがある特定の品目について、要求する特性を保証するため最大の期間を設定することをいう。

1.2.10

初回試験

仕様の細部が確定しているこの部品を調達するに当たり、その品質を確保するため、初回製造のものについて要求する試験をいう。

1.2.11

S D S

Safety Date Sheetの略語で、化学品の安全な取り扱いを確保するために、化学品の危険有害性等に関する情報を記載した文書をいう。

1.2.12

T D S

Technical Date Sheetの略語で、製品の構成、技術的特徴、使用条件などに関する情報が記載された文書で、製造者が発行したものをいう。

1.3 引用文書等

1.3.1 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

なお、適用の優先順位は、GLT-CG-Z000001の1.4によるほか、契約後当該文書に改正があった場合には、その適用について別途協議する。

a) **規格**

JIS P 0138	紙加工仕上寸法
JIS Z 7253	GHSに基づく化学品の危険有害性情報の伝達方法ーラベル、 作業場内の表示及び安全データシート（SDS）
NDS Z 8011	角形銘板
SAE AS 1933A	Age Controls for Hose Containing Age-Sensitive Elastomeric Material
SAE AS 5316	Storage of Elastomer Seals and Seal Assemblies Which Include an Elastomer Element Prior to Hardware Assembly

b) **仕様書**

DSP Z 9008	品質管理等共通仕様書
GAV-CG-W150022	陸上自衛隊航空機用部品（輸入）共通仕様書
GAV-CG-Z810021	陸上自衛隊航空機用部品包装共通仕様書
GLT-CG-Z000001	陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

c) **法令等**

防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令（昭和33年総理府令第1号）
労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号）
装備品等の製造設備等の認定に関する訓令（昭和50年防衛庁訓令第44号）
初回試験事務処理要領について（通知）〔装管企第309号（27.10.1）〕
官給品等の管理及び処理手続要領〔補統航第160号（6月5月20日）別冊〕

d) **その他**

MO-700-2	陸上自衛隊航空機等整備実施規定
MO-700-3	陸上自衛隊航空機等整備実施規定
MO-700-4	陸上自衛隊航空機等整備実施規定
MO-700-6	陸上自衛隊航空機等整備実施規定

各機種 of 補給カタログ（航C・D・E，航E及び航B）

1.3.2 **関連文書**

a) **法令等**

航空機製造事業法（昭和27年法律第237号）
陸上自衛隊整備規則〔陸上自衛隊達71-4号（52.12.24）〕
補給統制本部補給管理規則〔補給統制本部達第70-1号（16.12.21）〕
陸上自衛隊補給管理規則〔陸上自衛隊達第71-5（19.1.9）〕

b) **その他**

MO-700-1 陸上自衛隊航空機等整備実施規定
適用部品カタログ

2 **製品に関する要求**

2.1 **認定**

この部品のうち、製造設備などの認定を必要とするものは、“装備品等の製造設備等の認定に関する訓令”が適用される。

2.2 一般的要求事項

2.2.1 材料・部品

材料及び部品は、次による。

- a) この部品の製造に必要な材料及び構成する部品の選択に当たっては、それぞれの用途に応じ、仕様書の要求事項を満足し、品質が均一で、きず、割れなどのない良質のものをを用いなければならない。また、使用される場所の気象条件、環境条件（温度及び湿度の変化度並びに熱伝導、荷重、耐腐食性、耐熱性及び耐菌性）などを考慮し、異種金属の接触による腐食を避けなければならない。
- b) この部品に使用する部品は、可能な限り標準部品を使用し、それぞれの用途に応じ要求を満足する良質の部品を選択しなければならない。
- c) “労働安全衛生法施行令”で製造などが禁止されている材料は、使用してはならない。
- d) 次の希少材料の使用は、極力避けなければならない。
 - 1) クローム
 - 2) コバルト
 - 3) ニオブウム
 - 4) モリブデン
 - 5) ニッケル
 - 6) タングステン
 - 7) 天然ゴム
 - 8) カドミウム

2.2.2 製造方法・加工方法

この部品の製造及び加工に当たっては、航空機用部品として十分な機能と精度を発揮し得る技術と設備とを用い、有害な欠陥を生じないように注意しなければならない。

2.2.3 構造・形状・寸法・質量

この部品の構造は、必要以上に複雑となることを避け、オーバーホール、修理、点検などが通常、特殊な治工具を用いなくて容易に実施が可能ないように考慮しなければならない。また、形状は、努めて特異なものを避け、寸法及び質量は、極力小型及び軽量化に努めなければならない。

2.2.4 外観・機能・成分・性能・その他品質的事項

外観、機能、成分、性能及びその他品質的事項は、次による。

- a) この部品は、長期の保管及び使用に耐え得るように用途に応じて、塗装、めっきなどの表面処理が行われていなければならない。

なお、塗装を要する部品は、陸上自衛隊の保有する該当機種の塗色（MO-700-6による。）又は航空器材の使用箇所に応ずる部品と同色の塗装による。
- b) この部品は、修正を行うことなく、主品目及び組部品への取付けが可能で、性能発揮に適応した精度、耐久性及び信頼性をもち、かつ、組部品などを構成する部品などにあつては、同一機種及び同一機器について互換性をもたなければならない。

2.2.5 製造条件

この部品は、当該部品の製造者、同製造者の指定下請会社又は技術提携会社の製造に関わる新品とする。

なお、原材料及び構成する部品のうち、国産でないものがあれば、新品の輸入品を使用しても差し支えない。この場合、輸入品は、**GAV-CG-W150022**に規定する条件を満足するものでなければならない。

2.3 技術変更

技術変更は、次による。

- a) 契約の相手方は、納入するこの部品に関して技術変更を行う必要が生じた場合は、次によるほか機体、搭載装備品、地上支援器材、教育訓練用器材及び関連整備用器材への影響についても検討した上で調達要求元へ事前に調整を行う。
 - 1) 官側が技術変更の提案を行う必要があると認めた場合は、**MO-700-3**に示す、ECPによって処置する。
 - 2) 1)に該当しない場合は、地方防衛局調達部等に通報した後、技術変更を実施する。
- b) 契約の相手方は、航空機などの製造者が行うECPの内容について、総合的な検討を行うための調整に応じなければならない。

2.4 製品の表示

2.4.1 表示に関する一般的事項

表示に関する一般的事項は、次によるほか、**GLT-CG-Z000001**の2.3.1による

- a) この部品は、表示困難な部品を除き、所定の表示を行う。
- b) 部品自体の使用目的を阻害及び、その寿命に悪い影響を及ぼさない。
- c) 表示すべき位置は、その部品を取り付けた後にも可能な限り外部から見えるような位置を選ぶ。
- d) 表示は、それを適用する部品の予想される寿命と同じ程度の寿命があり、かつ、当該部品が必要とする同様な環境試験に耐え得るものでなければならない。
- e) 表示の書き方、用字及び用文は、**NDS Z 8011**に示す記載要領による。ただし、次に示す事項が該当する場合は、その限りではない。
 - 1) 調達要求で示す品（目）名が英字の場合には、英字をもって品（目）名を表示する。
 - 2) 表示に使用する場所が狭いため常用漢字を用いた場合、判読困難となるおそれのあるときは、仮名文字又はローマ字を用いてもよい。
 - 3) 固有名詞、術語、商標、意匠などで慣用されているものは、そのまま用いる。
- f) 表示に用いる文字、数字その他の字体は、明瞭に読み得る程度の大きさとする。
- g) 記載内容は、少なくとも識別及び取扱上に必要な最小限の内容を含むものとし、細部は、2.4.4及び2.4.5に示す。

2.4.2 表示方法の選択基準

この部品に適用すべき表示方法は、次の基準に従って選択するが、これによることが困難な場合には、当該部品の特性、形状、用途などを勘案した上で契約の相手方が最も適当と考える方法を選択する。

- a) 機能部品及び主要な組部品は、銘板の方法による。
- b) a)以外のものは、可能な限り刻印（Steel Stamp）、酸又は電気によるエッチング（Etching）、彫込み（Engraving）、焼印（Branding）、浮彫り（Embossing）、鋳込み（Casting）又はモールディング（Molding）（以下、“刻印等”という。）の方法による。
- c) a)及びb)によることが不可能又は不適当な場合は、ゴム印（Rubber Stamp）、ステンシル（Stencil）、シルクスクリーン（Silkscreen）、デカルによるうつし絵（Decal Comania Transfer）、带状金属製タグ（Metal Wrap Around Tag）、その他の適当な方法（以下、“ラベル

等”という。)による。

- d) 形状が小さく現物に表示することが困難なものは、包装上に表示してもよい。

2.4.3 銘板

銘板による場合は、**附属書A**による。

なお、通常、**NDS Z 8011**に示す1種銘板を表示し、2種銘板、3種銘板及び4種銘板を表示する場合は、個別仕様書で規定する。

2.4.4 刻印等

刻印等は、次による。

- a) 刻印等による場合は、文字を明瞭に識別し得るために必要な最小限の深さ又は高さとし、部品の材質及び機能に害を与えることのないよう留意しなければならない。
- b) 刻印等は、可能な限り部品番号又は品目が識別可能な番号（以下“部品番号”という。）及び製造者名を表示する。
- c) 部品番号と製造者名を併せて表示する場合、製造者名は、部品番号と混同するおそれのない場所へ表示する。
- d) 部品番号及び製造者名のほか、形状が同一で材質が異なる物の区分を示す表示、その他の表示を必要に応じて付するが、部品番号と混同しないよう留意しなければならない。

2.4.5 ラベル等

ラベル等は、次による。

- a) ラベル等による場合は、容易に剝離又は消滅することのないように留意しなければならない。
- b) 記載内容は、銘板の方法に準ずる。

2.5 品質管理

2.5.1 品質管理区分

品質管理区分は、次による。

- a) 調達物品が1.1 b)の1)～5)のいずれかに該当する場合の品質管理は、**DSP Z 9008**とし、要求事項は、**DSP Z 9008**の表1のaによる。
- b) 調達物品が1.1 b)の6)又は7)に該当する場合の品質管理は、**DSP Z 9008**とし、要求事項は、**DSP Z 9008**の表1のcによる。

2.5.2 完成検査成績表（書）

契約の相手方は、機能検査（試験）・性能検査（試験）及び材料検査（試験）を行うよう個別仕様書で規定した製品は、完成検査成績表（大きさは、**JIS P 0138**のA4又はA3とする。）を製品1個ごとに2部作成し、監督官等に提出のうえ、確認（署名、押印）を得て、うち1部を製品1個ごとに添付し、1部を契約の相手方で保管する。

なお、完成検査成績表は、社内様式とするが、次の項目は、記載する。

- a) 物品番号¹⁾
- b) 部品番号
- c) 型式¹⁾
- d) 製造番号
- e) 品名
- f) 調達要求番号
- g) 検査年月日
- h) 検査官氏名印

- i) 製造者名
- j) 納入者（契約の相手方）名（製造者と異なる場合に記入する。）

注¹⁾ 物品番号及び型式がないものは、空欄とする。

2.6 保管期限統制

保管期限統制は、化学品を除いてMO-700-4により実施する。

2.7 期限統制

契約の相手方は、製造又は購入した合成ゴム部品、ホースなどで、SAE AS 1933A及びSAE AS 5316を適用しているものは、当該規格に準じて期限統制を実施する。

3 品質保証

3.1 初回試験

3.1.1 一般的事項

品質保証の一般的事項は、GLT-CG-Z000001の箇条3によるほか、初回試験の関連事項は、“初回試験事務処理要領について（通知）”による。

なお、陸上自衛隊補給統制本部契約に関わる事項は、これに準じて行う。

3.1.2 要求基準

要求基準は、次のいずれかに該当する場合に要求する。

なお、この部品（その一部を構成する材料、部品及び半製品を含む。ただし、“装備品等の製造設備等の認定に関する訓令”の第4条に規定する指定品目を除く。）で、従来の認定制度などで陸上自衛隊において認定又は承認した品目は、初回試験合格品目として取り扱う。

- a) 調達する装備品等の品質確認に当たり、環境試験、耐久試験、破壊試験又は特別な設備を必要とする試験などで長時間又は多額の費用を要するため、契約ごとに行うことが合理的でないと認められる場合
- b) 米国政府、米国軍の仕様書、この部品に適用される仕様書、規格などに資格試験(Qualification Test)、製造前試験(Preproduction Test)又はこれらに類する試験などが要求されている場合

3.1.3 初回試験実施願書等の提出・承認

契約の相手方は、初回試験の実施に先立ち、初回試験実施願書及び初回試験要領承認願書にそれぞれ関係書類を添付して、監督官等を経て契約担当官等に提出し、承認を受けなければならない。ただし、次に該当する場合は、初回試験実施願書の提出を省略してもよい。

- a) 個別仕様書で、初回試験を要求している場合
- b) 個別仕様書の引用文書等で、初回試験を要求している場合
- c) ECPの承認によって、初回試験が要求する場合

3.1.4 初回試験の実施の省略

契約の相手方は、3.1.1に該当する品目のうち、初回試験又はこれに類する試験が陸上自衛隊以外で既に国の機関若しくはこれに準ずる機関において実施又は承認され、かつ、有効と認められるものは、官側と協議の上、試験の一部又は全部の実施を省略してもよい。この場合、関連提出書類にその旨を記載しなければならない。

3.1.5 初回試験完了の届出

契約の相手方は、初回試験を完了した場合、監督官等の確認をうけ、契約担当官等に初回試験完了届出書（初回試験成果報告書を含む。）を提出する。

なお、契約の相手方は、監督官等から交付を受けた2部のうち、1部を調達要求元に提出する。

3.1.6 初回試験完了品目の変更届出

契約の相手方は、初回試験を完了した品目について、部品番号、承認図面、材料、製造方法、製造者名などに変更がある場合は、変更届を契約担当官等に提出する。

なお、監督官等が、変更が軽微であると判断した場合は、変更届の提出を省略してもよい。

3.1.7 再試験の実施

契約の相手方は、初回試験を完了したこの部品について、次の各号の一つに該当し、かつ、再試験を実施する必要がある場合、再試験を実施しなければならない。

- a) この部品の仕様書で要求された機能、性能などに影響を及ぼすような材料又は製造方法など（工場移転を含む。）の変更を行った場合
- b) 適用仕様書が修正又は改正によって、この部品の品質に関する要求性能が変更された場合
- c) 製品に品質が維持されているかどうか再評価する必要がある場合

3.1.8 初回試験完了品目の品質の維持

契約の相手方は、その後の製造における品質の維持に努めなければならない。

3.1.9 初回試験完了品目の資料維持

契約の相手方は、関連資料を整理保管しなければならない。

3.2 監督・検査

監督及び検査は、契約担当官等が定める監督・検査実施要領による。

なお、検査の基準は、当該品の規格、製造図面、承認図面などによる。

4 出荷条件

4.1 包装

包装は、個別仕様書に規定のない限り、GAV-CG-Z810021によって実施する。

4.2 包装の表示

包装の表示は、個別仕様書に規定のない限り、GAV-CG-Z810021の**附属書A**“包装の通則”A.8によって実施する。

なお、GAV-CG-Z810021の**図A.5**“使用可能（合格）票”は、必要事項を記入の上、個装ごとに添付する。

5 その他の指示

5.1 官給品・無償貸付品

5.1.1 一般的事項

官給品及び無償貸付品は、5.1.2及び5.1.3によるほか、GLT-CG-Z000001の**箇条5**による。

GLT-CG-Z000001の**箇条5**による。

5.1.2 官給品

使用可能（合格）票、履歴簿（ファイルを含む。）など及び個別仕様書に示した官給品は、“官給品等の管理及び処理手続要領”によって官給品の請求手続を行い、官給を受ける。

5.1.3 無償貸付品

契約の相手方は、この部品の製造に必要な設備、治工具などで国の所有するものについて、契約担当官等を通じて、物品管理官等（分任物品管理官を含む。）と協議の上、無償貸付を受ける。

なお、取扱手続は、“防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令”及びGLT-

CG-Z000001の箇条5による。

5.2 附属品・予備品

附属品及び予備品は、個別仕様書による。

5.3 承認用図面等

承認用図面等は、GLT-CG-Z000001の箇条6による。

5.4 納入書類

納入書類は、次によるほか、個別仕様書による。

- a) **保管期限統制に係る書類** 保管期限統制を行う品目（化学品を除く。）を納入する場合には、当該製品の品目名、部品番号、保管期限などを示した技術情報（社内様式）1部を陸上自衛隊補給統制本部航空部へ提出する。ただし、MO-700-4に規定されている内容と差異が無い場合は省略してもよい。
- b) **SDS** 契約の相手方は、各種法令などに基づきSDSの提出を求められている品目については、JIS Z 7253によるSDSの日本語版を部品の納地、陸上自衛隊補給統制本部航空部及び陸上自衛隊関東補給処（納地の場合は、除く。）へ各1部提出する。
なお、過去の契約で提出したことがある場合は省略が可能とする。ただし、官側から、SDSに関する要求を受けた場合、調整のうえ、処置する。
- c) **TDS** 製品に対するTDSが発行されている品目を納入する場合には、当該製品のTDSの日本語版を納地、陸上自衛隊補給統制本部航空部及び陸上自衛隊関東補給処（納地の場合は、除く。）へ各1部提出する。
なお、過去の契約で提出したことがある場合は省略が可能とする。ただし、官側から、TDSに関する要求を受けた場合、調整のうえ、処置する。

5.5 履歴簿

MO-700-2に規定されている履歴簿備付品目は、納入時、履歴簿にMO-700-2に基づく必要事項を記入の上、こん包箱の外側に耐水性の封筒に入れて“履歴簿”と記入し、ステープルなどによって確実に取り付ける。

5.6 諸法規との関連

国内及び国外の諸法規、権利などの関係事項は、契約の相手方の責任において処置する。

5.7 納入後の不具合対策

契約の相手方は、納入した部品について航空機等不良状況通報（UR）その他不具合事項が発生した場合には、官側の要求によって、対策を立案しなければならない。

5.8 その他の必要事項

その他の必要事項は、GLT-CG-Z000001の箇条8による。

附属書 A (規定) 銘板作成要領

A.1 適用範囲

この附属書は、この部品の表示用として取り付ける銘板の記載及び作成要領について規定する。
なお、この附属書に規定する以外の事項は、NDS Z 8011による。

A.2 種類・形状・寸法

A.2.1 種類

銘板は、NDS Z 8011による。

A.2.2 形状・寸法

形状及び寸法は、NDS Z 8011に規定されたもののうち、それを装着する部品の形状及び寸法に対して最も適当と思われるものを契約の相手方において選択する。

A.3 記載内容

NDS Z 8011に規定する1種銘板には、次の事項に準じて記載する銘板の大きさによっては、その一部を省略してもよい。ただし、防衛省標識、航空器材標識、品（目）名、物品番号、製造年月及び製造者名は、省略してはならない。

- a) **防衛省標識** “防衛省”の文字を記載する。
- b) **航空器材標識** 標識の形状は、GLT-CG-Z000001の図2eによって、大きさは、銘板の大きさ及び記載内容の多少に応じ体裁よく描く。
- c) **品（目）名** 各機種の新給カタログ（航C・D・E、航E及び航B）（以下、“新給カタログ”という。）の品（目）名（主部及び形容部）を記載する。ただし、新給カタログに記載のないもの又は新給カタログのない場合は、調達要求時の品（目）名を記載する。
- d) **物品番号** 新給カタログの物品番号を記載する。ただし、新給カタログに記載のないもの又は新給カタログのない場合は、空欄とする。
- e) **部品番号** 新給カタログの部品番号を記載する。ただし、新給カタログに記載のないもの又は新給カタログのない場合は、調達要求時の部品番号を記載する。
- f) **型式** 新給カタログの型式を記載する。ただし、新給カタログに記載のないもの又は新給カタログのない場合でも該当する型式（公共規格番号など）がある場合は、記載し、ない場合は、空欄とする。
- g) **主要諸元** 主要諸元を記載する（主要諸元として、計器・計測器などは、目量又は測定範囲、電装品は、入力電源など、機器などの場合は、使用可能な最高能力などを記載する。）。
- h) **製造番号** 同一製造者の製造に関わる同一部品の製造一連番号を記載する。
- i) **製造年月** 製造年月を記載する。
- j) **製造者名** 製造者名を記載する。
- k) **納入者（契約の相手方）名** 製造者と異なる場合に記載する。